南洲流謫跡

【所　在　地】大島郡龍郷町龍郷 166
【種　　別】県指定史跡
【指定年月日】昭和 30 年１月 14 日

西郷隆盛は，幕末に安政の大獄の余波を受けて奄美大島に潜居を命じられた。最初は奄美大島の龍郷，２回目ははじめ徳之島に，続いて沖永良部島に移された。その期間は合せて５年間に及んでいる。龍郷へは安政５（1858）年 12 月 30 日に鹿児島を発って翌年１月 12 日に着いた。西郷 33 歳の時である。以後，文久２（1862）年２月 12 日までの３ヵ年をここで村人たちとともに過したのである。

はじめ，西郷は龍郷になじめず，代官所に場所替をするよう願ったりしているが，しだいにとけこみ，秋には龍家の佐恵志の娘おとまがね（愛加那）を妻とし，菊次郎，菊子の２人の子供をもうけた。文久元（1861）年には，自分で設計した家も村の中央に建て，11 月 22 日落成したが，翌年２月にはこの地を離れたため，わずか３ヵ月しかここには住まなかった。県指定史跡内にあるこの屋敷は間口 4.5m，奥行 8.1m で，明治 42（1909）年，昭和 53（1978）年と２回大修理を加えて現在も残っている。

また，明治 31（1898）年には，勝 海舟 の碑文による記念碑が屋敷内に建てられた。

〈参考〉

●西郷隆盛の大島流謫　安政５（1858）年，いわゆる安政の大獄で，身に危険を感じた勤王僧月照を伴って帰鹿した西郷は，島津斉彬亡きあとの鹿児島で月照をかくまうことができず，錦江湾に共に身を投じた。しかし，西郷のみが蘇生し，藩では彼に一時身を隠すよう命じた。そこで西郷は名を菊池源吾と改め，大島の龍郷に潜居することとなった。